

第4回『日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議』議事録

開催日時: 令和4年9月 27 日 (火)

10時00分～12時00分

〔出席者〕

(委員) 西原座長、伊東座長代理、大日向委員、神吉委員、川口委員、佐々木委員、田尻委員、西村委員、浜田委員、札幌委員、前田委員、山口委員、加藤委員
(文化庁) 中原審議官、圓入国語課長、中村地域日本語教育推進室長、相田日本語教育評価専門官、増田日本語教育調査官、松井日本語教育調査官 他
(文部科学省) 高等教育局留学生交流室 山田室長補佐

※西原座長及び事務局は、文化庁特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

- 【資料1】 有識者会議における検討の方向性に関する事項(たたき台案)
- 【資料2】 質の維持向上に係る仕組みの方向性(養成課程、実習)
- 【資料3】 我が国の高等教育をめぐる国際的な交流活動の現状・課題
- 【参考資料1】 令和5年度予算要求概要資料(日本語教育)
- 【参考資料2】 日本語教育関係参考データ

○西原座長

ただいまから、第4回日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を開催いたします。本日は新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、オンラインでの開催とさせていただきます。御発言いただく際には、挙手いただければと存じます。こちらから指名させていただきますので、お名前をおっしゃっていただいた後に御発言ください。御協力のほど、宜しく願いいたします。また、本日の会議はオンラインで公開しておりますので、あらかじめ御承知おきください。本日は、日本語教師の養成等について御議論いただくことになっております。では、事務局から委員の御出席状況と本日の資料の確認をお願いいたします。宜しくお願いします。

○中村地域日本語教育推進室長

委員の出欠状況について、本日は石坂委員が御欠席でございます。

○西原座長

それでは本日の議事に入らせていただきます。最初に、以前の会議において御意見等がありました高等教育における留学生に関する制度の検討状況につきまして、高等教育局学生・留学生課

より御説明をお願いしたいと存じます。では、留学生室の御担当 山田様、宜しくお願いいたします。

○高等教育局留学生交流室 山田室長補佐

文部科学省高等教育局留学生交流室で室長補佐をしております山田と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。6月の本会議において、当時の留学生交流室長の高橋より留学生 30 万人計画が終了し、その検証結果を踏まえて、高等教育を軸としたグローバル政策の方向性を検討中であること、また 7 月に公表予定であることについてお伝えをしておりましたが、その後、7月 26 日にとりまとめを行い公表しておりますので、簡単に御説明いたします。我が国の高等教育をめぐる国際的な交流活動の現状・課題というタイトルが付いた資料に基づき、御説明をいたします。こちらは 7月 26 日に公表しました高等教育を軸としたグローバル政策の方向について、主なポイントや日本語教育に関する箇所を抜粋した資料です。

まず、1ページ目の現状・課題ですが、グラフにもありますとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、30 万人を達成した外国人留学生の受け入れは減少しております。上昇傾向にあった日本人の海外留学者は激減、外国人留学生が入学できなかった状況が続き、日本への就職率も減少したことにより、我が国を支える優秀な人材の確保に深刻な影響といった現状を踏まえ、今後のグローバル政策の方向性をまとめたものが今回の資料です。2ページ目ですが、目標・施策の方向性の1つ目の矢印としまして5年後、2027 年を目途に、激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復すること、2つ目の矢印として、重点分野・重点地域の再設定に基づき、大学・高等専門学校・専門学校をはじめ、世界中の優秀な外国人留学生を呼び込み、企業・地域等への定着の促進などを掲げております。また、同じページの下の三つの箱にありますとおり、目標・施策の方向性については、①戦略的な外国人留学生の確保(インバウンド)、②産学官あげてのグローバル人材育成(アウトバウンド)、③大学等の真のグローバル化を進める基盤・ルールの整備(基盤構築)の大きく3つに分けて項目立てをしております。

3ページ目、4ページ目が各項目の具体的な取組のうち、インバウンド・戦略的な外国人留学生の確保について抜粋したものです。特に重要な点、日本語教育に関する点のみ御紹介させていただきます。まず1つ目の丸ですが、重点分野・重点地域の再設定として、平成 25 年に策定した「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を見直し、外国人留学生の受入れ等において、時代・社会のニーズの変化を踏まえ、関係省庁と連携し、重点分野・重点地域を再設定する。当該設定に基づき、各種留学生支援事業を戦略的に見直すこととしておりまして、できれば来月 10 月から有識者会議を立ち上げて検討していきたいと考えております。続きまして、3つ目の丸ですが、外国人留学生の就職・起業支援の強化としまして、国内の幅広い分野において高度外国人材の需要が高まっており、諸外国から我が国へ優秀な外国人留学生をこれまで以上に受け入れていく必要があることから、国内企業等への就職にあたって重要なスキルとして位置付けられるビジネス日本語教育やインターンシップ等を軸とする実践的な教育プログラムの展開を更に推進するほか、当該プログラムへの参加を後押しするため必要な支援を拡充し、起業を含む我が国への外国人留学生の定着を促進することとしております。

4ページ目ですが、2つ目の丸、我が国における日本語教育の質の向上についてです。この項目が本会議に最も関係する部分でして、文化庁と連携して盛り込んだ部分ですが、外国人留学生の我が国の大学や日本語教育機関等での円滑な受入れを促進するため、日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の速やかな提出に向けて検討を進めることとしております。以上がインバウンド、戦略的な外国人留学生の確保に関する具体的取組についてです。本日御用意しました資料は以上ですが、実際の公表資料はこの他にアウトバウンドや基盤構築に関する具体的な取組や、関連データ集を付けた全体で25ページの資料となっております、文部科学省のホームページで公表しておりますので、お時間があるときにでも御覧いただけますと幸いです。簡単ではございますが、説明は以上です。

○西原座長

ありがとうございました。続きまして、日本語教育に関する令和5年度概算要求の状況につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○圓入国語課長

それでは御説明させていただきます。参考資料1を御覧いただければと思います。1ページ目に外国人等に対する日本語教育の推進ということで、こちらは日本語教育全体の支援策ということでまとめたものです。柱としては2つあり、1つは全国の日本語教育の学習機会の確保ということで支援策をまとめたもの、それからもう1つは日本語教育の質の維持向上を図るための施策ということで、2つ目のほうが今回御検討いただく法制度にも関連してくるものが入っているかと思っております。

2ページに資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上ということで記載しております。事業内容のほうを御覧いただきますと、2つの柱がございます。御検討いただいた上で、法案を提出させていただき、成立した場合には、いよいよ日本語教師の試験等の運用のための環境整備という段階に入らせていただきます。①、②と書いてありますが、①試験システムの環境整備ということ、それから②に書いています試行試験、これは2回実施と考えておりますが、そういった試行試験などの実施ということも要求をさせていただいております。もう1つの柱は、日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備でございます。前回までに少し御議論いただいております認定を受けた日本語教育機関につきましては、多言語で海外も含めて情報発信をしていくということなどを考えております。その他にも日本語教育の様々な必要な情報というものを一元的に発信をすることで、情報掲載サイトを構築し、本日御議論いただきます日本語教員の登録や養成についても、機関から申請をしていただくようなときは、なるべく効率的に、御負担が少しでもないようということでも電子化なども検討させていただきたいと考えております。

3ページですが、日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業です。これも本日御検討いただく際の御参考にとおって配布させていただいております。今回、国家資格について御議論いただくわけですが、例えば資格を取得された後のキャリア形成ということなども、これまでも多くの御意見をいただいていたかと思っております。そういった全体を御議論いただくということも踏まえて、過

去、国のほうは、これまで令和元年以降に養成研修カリキュラムの開発という段階で実施をしていましたが、いよいよそれを普及定着させていく段階ということで、現職の方向けのプログラムも要求させていただいております。(1)と(3)は新たに頑張ってもらいたいというものです。(1)につきましては、専門的な日本語教師の方々の養成・研修というのはあるかと思いますが、日本語教育推進法にもうたわれております高度かつ専門的な日本語教育を指導していただける方々の養成も必要であります。これは、日本語教師を目指す方々を指導してくださる養成機関であったりすると思いますが、新たな法制度成立後のことも見越して、情報共有や新しい取組に対する共同的な取組をしていただき、地域のブロック別の拠点形成整備事業ということで、要求をさせていただいております。また、(3)については、これまで養成課程を経て、試験も受けられてきて、一時的に日本教師としての職を離れているような方々も非常に多くいらっしゃると思います。専門的な日本語教師が不足している状況の中で、また頑張ってもらいたいというような方々に対して、少しでも支援になるようなオンラインの復帰促進アップデート研修事業と書いてありますが、そういった研修機会も提供できるような新たな取組ということで設けさせていただきました。主なものだけ本日の御議論の参考になるかと思ひまして御説明させていただきました。以上です。

○西原座長

ありがとうございました。ただいま御説明のありました2つの御報告につきまして、何か御質問がございましたら挙手をお願いいたします。

○神吉委員

神吉です。文科省の御説明について、2点御質問です。まずインバウンドに関して、資料の特に3ページ、具体の取り組みの外国人留学生の就職起業支援の強化という丸の3つ目があると思いますが、過去にアジア人財資金構想事業や留学生就職促進プログラムなど、類似のものがもう15年来行われていて、それを行った上で現状変わっていないということだと思いますが、過去の政策の何が成果で、何が課題だったのかということ、それを踏まえて何が今回違うのかというのが御質問の1点目です。

○高等教育局留学生交流室 山田室長補佐

本日お配りしている資料は今後のグローバル政策の方向性という資料になっておりまして、今後そこについてもきちんと検討して進めていきたいと思っておりますが、まさにここで考えているものは、先生のお話にありました就職促進プログラムが主なところですが、今までの就職促進プログラムを10年近くやってきて、今も三拠点が拠点採択されており、その制度が今年度で終わるような状況です。併せて認定制度という制度を新たに設けており、大学等への機関への支援というのは、その認定制度のほうはないですが、引き続きそのプログラムに参加する学生に対しては学習奨励費の奨学金が特別枠として一定数付与されるという制度で、この辺についての取組みをしながら、コロナ禍前までは卒業生に対する就職率50%を目指すという目標を掲げて取り組んできました。コロナ

禍前は40パーセント後半ぐらいまで来ていたところですが、コロナがありまして、30パーセント台まで低下しているような状況です。そのため、再度この就職促進プログラムについて、概算要求にも計上をしております、それを起爆剤にして50%を目指していけたらと考えております。とりあえず、今のところで考えているところは以上です。

○神吉委員

今の1つ目のお答えに対してコメントですが、アジア人財の時はリーマンショックで就職率が下がりました。今回コロナで就職率が下がりましたということで、これは政策の取組みの成否で下がったわけじゃなくて、社会的環境で下がっているわけですね。それを政策で何か数値目標を立てていくというところが、私は論理がどうつながっているのかよく分かりませんが、政策の成果とか評価を就職率で測るということ自体、本当に妥当なのかというのは要検討じゃないかと思いました。

もう1点、同じところにビジネス日本語教育やインターンシップ等を軸とする実践的な教育プログラムの展開を更に推進とありまして、これは非常に重要なことだと思います。一方でアジア人財のときから、例えば修士の学生、2年間しかない研究の期間の大半を就職活動に奪われるという、根本的に何のために留学してきているのかよく分からないというような声が学生たちから出ているわけですが、教育機関を統括する文科省として、学術的な事柄に割く時間を、就職活動に実質的に奪われているという点について、どういう見解をお持ちなのかを教えてくださいたいと思います。

○高等教育局留学生交流室 山田室長補佐

大変難しいのですが、今後に向けていただいた御意見も踏まえて検討してまいりたいと思います。

○西原座長

神吉委員、これは学部生も含めて言えることですよ。日本の就職制度というか就活についての根本的な御意見の1つというふうに伺ってよろしいでしょうか。

○神吉委員

はい、そうです。来週の月曜日にも内定式ということで多くの学生が授業を休むと。たった1日ですが、ほとんど授業は成り立たないみたいな状況になるわけです。そういったことについて、高等教育をどう考えているのか、非常に重要かと思います。

○西原座長

そうですね。それからインターンシップ制度というのも、それにかかる時間もかなりあるというようなことも含めておっしゃっているわけでしょうか。

○神吉委員

はい、同様です。

○西原座長

ありがとうございました。

○川口委員

御説明いただいた概算要求について、これは非常に難しいいくつかの問題があります。私は個人的にはもっと海外で、特にアジア諸国で、日本語をちゃんと教えること、それを充実する必要があると思っています。むしろ、海外である程度レベル2か3ぐらいまでトレーニングされた人が日本に来るのが、私は理想的じゃないかと思っています。それを支援するような要求は、ここに入っているのでしょうかという質問です。

○圓入国語課長

参考資料1・3ページの日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業を御覧いただければと思います。(2)で現職日本語教師の初任日本語教師研修ということで、⑥に海外と書いてあります。次の4ページも御覧いただきたいのですが、国家資格を取得されて登録いただいた方の上に、現職となられた時点で、初任研修がございます。これは平成31年に文化審議会で御議論いただいた内容を踏まえ、海外に対する日本語教師初任研修ということで、令和元年の推進法が成立した以降に、研修プログラムの開発を行っておりますので、1つの選択肢として海外で教えていただけるような方々の研修を進めることについて、今回事業に含めて要求させていただいています。これは養成・研修をしていただく側の支援ということでもありますが、また外務省が海外の日本語教育について、推進法でも御担当いただいているということで、様々な事業を実施していただいておりますので、いずれまた御議論いただくことと思いますが、他省庁とも連携もしながら、こういった一定の質を持った方が活躍できるような施策というの、連携という意味でいずれ御意見いただけたらと思います。

○西原座長

海外に赴く教師の初任者研修のところでは、加藤委員が今年度も研修を行ってらっしゃいますが、概要について御紹介いただけますか。

○加藤委員

今年から海外に赴く日本語教師養成の初任研修が、人材育成・研修プログラムから普及事業になり、私たちは採択されたわけなのですが、札幌、東京、名古屋、福岡の機関と連携して、今スタートしたところです。この研修の受講対象者は、有資格者、つまり大学や日本語教師養成機関での資格取得者で、その人たちが海外で日本語を教えるために必要な能力を身につけるというものです。特に、海外では日本語教師自身が異文化の中に入ることになるので、異文化に関わることと、海外の事情、そういったものを踏まえた上での知識と、実践に結び付くような内容の研修に

なっています。

○川口委員

いくつかの大使館の方から、自分たちの国で日本語教育をもっとちゃんとやりたいということを目にしており、このような質問をしました。具体的に数字を挙げるのは難しいかもしれませんが、これから養成するというのと、すでにどのぐらい実績的に行われているのか、という何かデータがあったら教えていただければ大変ありがたいと思います。

○西原座長

これは恐らく外務省の行っていることだと思いますが。

○川口委員

そのとおりです。外務省のほうから伺いました。

○西原座長

文化庁と国際交流基金について、私の理解では、連絡を取りながら、情報交換をしながら行っているということでしょうが、外務省のほうの予算は別に獲得されていて、その中で大きく2つぐらいのことが行われていると認識しています。1つは海外の国々において、日本語を母語としない現地の先生たちが主体的に教育に取り組めるように海外の先生を養成すること、同時に海外で日本語教育が行われる機関を増やすように働きかけること。それから、もう1つは日本から出かけて行って、渡日前教育のような形で日本語教育に取り組む日本人教師を多く派遣して、力をつけて派遣するというようなことがあるかと思いますが、補足をお願いします。

○圓入国語課長

日本語教育推進法に基づきまして、日本語教育を推進するための省庁の会議というのがあります。今年も開催をさせていただきたいと考えておまして、本日、川口先生からいただいた御意見を他の方々からも多くいただいていますので、どのように外務省と連携していけるかということは御相談したいと思います。また、海外につきましては、今、西原先生が仰ったような施策を、外務省と国際交流基金が広く展開はされておりますので、いずれそういったことも御紹介できたらと思っておりますが、少なくとも問題意識としては、今日御議論いただく養成や研修につきまして、それが海外でも活躍できるような形で結びついていけるような全体像として人材育成という観点から御意見としていただけたらと考えておりました。

○西原座長

海外の全体像については、国際交流基金が3年に一度機関調査をやっていて、2021年に行われた結果が10月になると公表されることになっておりますので、そこで全体像がお分かりいただけ

るかと思えます。

○田尻委員

せっかく概算要求に触れていただきましたので、できればこれは全部通っていただきたいのですが、この新規のほうで文化庁のほうの新しい方向性を出していると理解しております。従って、これは仮に駄目でも今後もこの方向、つまり日本語教育の向上の②、③もずっと続けていくという理解でよろしいのでしょうか。

○圓入国語課長

そういう形でこれから説明を頑張らせていただきたいと思っておりますので、ぜひこの2つの事業、それから養成や研修につきましては3つの柱がありますが、より具体性を持って御説明させていただくためにも、本日の御議論の中でも触れていただくとありがたいと思えます。

○西原座長

ありがとうございました。では本日の議題に入らせていただこうと思えます。主な検討事項は日本語教師の養成等について、資料1、2を基に議論していただくということになります。内容もたくさんですし、論点が多岐にわたりますので、各論1つ1つ区切って御議論していただければと存じますが、まず前回の会議で出してくださった議論を踏まえた変更箇所について御説明をいただきます。

○圓入国語課長

資料1の1ページ目、目次のような形になっておりますが、御検討いただく項目といたしまして、本日は右上のほうにあります四角囲みの中を御覧ください。3番の(2)、(3)、(4)ということで、日本語教師の資格化ということでの柱建てしていただいているところについて御議論いただきたいと思えます。2～4ページの説明は省略させていただきます、5ページ以降です。最初に御議論いただくところ、5ページから17ページを少し御説明させていただきます、御議論いただければと思えます。

5ページにつきましては、この柱の位置付けですが、現状と課題というところを加筆させていただきました。あくまでたたき台ということですので、御意見いただければと思えますが、基本的な流れとしては平成31年以降審議会でも御指摘いただいたような内容、それから丸の2つ目ですが、昨年の有識者会議、また昨年の有識者会議で意見募集をさせていただいたときにいただいた御意見なども集約させていただいて課題をポツで3つほど挙げさせていただいております。全国的に一定の質を確保するという状況をどのようにしたらいいか、また、専門人材としての日本語教師の確保が様々な場面で困難な状況であるというご意見、日本語教師になられる方も御自身が築いてこられたキャリアについて社会的に証明することが難しいというご意見、一方で採用したいと強く希望されていらっしゃる企業や地方自治体の方々にとっても、専門人材として確保するには情報が得られない状況があるというような点も少し具体化させていただいております。

次の丸は、これも関連しますが、キャリア形成という意味では、それがために実際に養成課程を経て現場に就職されるという方が1割以下と書かせていただきました。これは大学の養成課程修了者に関する調査を2回ほど実施させていただいており、両方とも1割以下だったことが明らかになっております。このような現状を考えますと、日本語教師養成課程で学んだ方のキャリア形成が明確になるような専門人材としての質を保証する公的な新しい仕組みを検討する必要があるということを書かせていただきました。

6ページのほうも赤字で加筆したところを御覧ください。日本語教育推進法のこと、改めて全体の方向性ということで書かせていただきました。今回推進法に基づいて資格化について検討をいただいているわけですが、推進法にはそれだけではなくて、この①、②に書いていますように養成研修体制の整備、それから日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的知識及び技能を有する者の養成といったようなことも一体的に進めるべきであるということは御指摘がありました。このようなことについても制度的には直接関連しない部分もあると思いますが、今後、まとめていきたいと考えておりますので、御意見いただければと思います。7ページは第6回以降に、もう少し充実させていただいて、御意見をいただきたいと考えております。

8ページには、資格化の検討に関する内容を赤字で書いております。これまで令和3年8月までの御議論も踏まえながら整理をさせていただき、経緯に触れさせていただいております。丸の1・2つ目ですが、令和3年8月までは公認日本語教師ということで御議論いただいております、名称独占についての御議論もあったかと思っております。その報告書をまとめた際の意見募集や、報告書をまとめた後にも様々な御意見を寄せていただいております、その内容としては、例えば公認日本語教師となると、国内外の様々な場で日本語学習者に直接指導する方々が日本語教師という形で御活躍いただいておりますが、そういった方々との違いや、公認日本語教師と名乗れない方は日本語を教えられないのか、というような御意見も多々寄せられておりました。それから丸の2つ目、今回御議論いただく指導者ということは専門性を有した指導者ということで、一定の専門的な知識・技能を有する方々を日本語教師として国が創設し、そういった方々を国に登録していただいて、その後の支援もしていきたいというような構想で検討させていただいております。

ポツレベルで見ていただくと、最初に書いていますのは、課題にも指摘がありましたように、国の登録を得た方々にとっては社会に証明できるような法的効果を持つものとするということ。それから2つ目ですが、施策としても、こういった登録していただいた日本語教員の方々のキャリア形成ということで、先ほど予算の紹介もさせていただきましたが、さまざまな分野で活動いただけるような、そういった支援策についても事業を続けていきたいということ。それから、日本語教師個人の方々にとっても、登録日本語教員となることで研修履歴などを記録して、社会に対して証明できるような、そういった活用できるような仕組みを検討するというようなことをもって、多くの日本語教師の方々が、こういった方向性に沿って登録いただける日本語教師の方々については、登録日本語教員という名称で、検討もいただければどうかということで、少し経緯なども含めて書かせていただきました。

次のページが登録日本語教員という名称のもとで、ここに書かせていただいているのは令和3年8月の報告書に書かせていただいた内容ですので、少し省略させていただきます。11ページ、12ページ

ージ、13 ページは次々回以降に御議論いただきたいと思っておりますので、省略させていただきます。17 ページまでで御意見をいただければと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○西原座長

今御説明ありましたことについて、今回だけでなく、これから続けて御議論いただくことを含んでおりましたが、確認の御質問だけをお受けしたいと思えます。17 ページまでで御説明いただいたことについて、確認の御質問がありますでしょうか。ないようであれば、その次に進みたいと思えます。18・19 ページ、これが今日御議論いただく2つのことの1つになりますので、それを御説明いただきたいと思えます。

○圓入国語課長

それでは 18・19 ページについて御説明させていただきたいと思えます。3番ですが、(1)につきましては次回に御議論いただきたいと考えております。本日は(2)、(3)ということで、教育実習、それから養成の関係でどのような知識・技能を身につけていただくかということをもとに、どのような仕組みに御検討いただけるかということで論点のようなものも含めて書かせていただきました。今回の会議では制度的なこと、また法律や政省令ということも、もちろん視野にも入れながら様々な御意見をいただいているかというふうには認識はしておりますが、先生方から御意見として、例えばどのように制度をスタートした後も評価していくべきかというような観点も含めて、ぜひ御意見を頂戴したいと思えます。それをもとに、先々になりますが、審議会で例えば具体的な指定する養成機関の基準のあり方や、次々回以降認定させていただく日本語教育機関に関する基準、それからその基準に基づいて運用面も含めたルールづくりみたいなことは、審議会で専門的な先生方、御知見を基にまた議論いただきたいということを考えております。今回の会議では大きな方向性を御議論いただきながら、審査等のそういった細かな点かもしれませんが、非常に重要な評価の観点になるようなこともぜひ御意見を頂戴したいと思えます。

そういう観点から、この破線の囲みの中を御覧いただければと思えます。前提としては平成31年におまとめいただいた人材養成の考え方ということで、審議会の報告も基にしながら実習の内容、それから教員の要件と続いておりますが、例えば実習の内容につきましては、令和3年8月に①～⑥の項目は報告書でおまとめいただいていたかと思えますが、具体的なその内容のイメージというものをたたき台として今回挙げさせていただいております。例えば教員の要件ということで、どのような要件を持たせていただいたらいいかということ、それから責任体制といいますが、運用のその体制のほうもきちんと教育実習をやっていたらいいかということ、それから責任体制という意味では、様々な観点が必要かということで、①、②、③というものを挙げさせていただいております。

また 19 ページですが、教壇実習ということで、これも非常に質を担保するのは難しい面があるかと思えますが、令和3年までに御指摘いただいたことに加えて、少し論点を新たに記載させていただいております。また、実際の教壇実習の場も例を挙げておりますが、令和2年の時の審議会でも、

こういった例を挙げていただきましたが、どのような責任体制で人を担保できるのか、そのためにどのような観点が必要なのか、という具体的に、これは法令的に書くか書かないかというのは、また技術的に整理したいと思いますが、これから評価していただく観点という意味では、御意見をいただけたらと考えております。その他教育実習の評価・公表、それから定期報告ということでございますが、一度例えば教育実習で機関として指定させていただいた後も、どのようにフォローアップさせていただくか、それからもし課題が見られる場合は、国から指導・助言ということで、必要に応じて改善をお願いしたいという形での制度設計ということで書かせていただきました。また、その他ここには記載しておりませんが、教育実習も養成課程もそうですが、コロナ禍でかなりオンラインという形態が進んでおるかと思っております。オンラインについては、授業の形態によっては非常に効果が認められるものということの成果も出ているように伺っております。ただ、教育実習は実践的な力をつけていただくということもありますので、それか対面も必要であるというような御意見もあろうかと思っております。そういったことも1つの論点になろうかと思っておりますので、本日はぜひそういった御意見もいただければと考えております。

○西原座長

ありがとうございました。教育実習というのは全体像の中でもご存じのように、試験の1、2及び教育実習という過程を経て登録日本語教師になるということになっております。試験につきましては、今回は議論から外すということで、試験1、2を経た後の教育実習に御注目いただくということが、今御説明いただいたこととなります。(2)の教育実習の実施機関ということでは、大学や専門学校等が挙げられていますが、ここにいらっしゃる委員の方々も直接に御担当の可能性、あるいは関わっていらっしゃるということになろうかと思っておりますが、そこを前提として、図の破線の中に入っているようなことについて、具体的に御意見を伺いたいという御要望でございました。

まず実習の内容について、①～⑥まであって、色々な形態について記述がありますが、この部分について、まず御意見を伺えたらと存じますがいかがでしょうか。かなり具体的なことなので、具体的にご質問いただければと思います。

○浜田委員

今回教育実習を充実させるということが目玉だと考えております。一番心配しているのは、この教育実習についてどのように質の高いものを責任持って実施できる体制をつくっていくかということだと考えていますが、養成機関の中で行うような形の実習の場合には、ここに書かれているような形でいいのかなと思っておりますが、少し気になっていまして、その指定養成機関外での教壇実習の場合です。ここに挙げられている色々な分野での実践力を養っていただくということで非常に望ましいのですが、指定機関外で行われるということで、例えば教育実習担当教員と教壇実習指導者の役割分担というか連携というか、本当にうまくいくのかということなんです。

例えば教育実習担当教員は、恐らくこういった指定機関外の分野における専門性はない先生が多いのではないかとことも想定されます。一方で、教壇実習指導者の要件中に中堅と書いて

てありますが、この中堅にあたるような方が本当に現場におられるのか。実習生 20 人までと書いてありますが、ここに例として挙げられている教育機関は非常に少人数で教育されているところが多いですし、本務がある教壇実習指導者が、その本務以外に本当に 20 人の実習生の世話ができるのかというようなところを見ると、非常に不安があります。ですので、教壇実習の部分について、例えば教育実習の中の教壇実習についてのみ教壇実習指導者が責任を持つということや、あるいは両者の連携をどういうふうに確保していくかということについて、もう少し詳しく色々な決まりをつくっておいたほうがいいのではないかと考えます。以上です。

○西原座長

ちょっと確認させてください。今大学及び専門学校等というところが指定というふうに先生はお考えですね。それ以外というのは、具体的にはどのような機関について御心配なのでしょうか。

○浜田委員

19 ページの教壇実習の一番下のところに、教壇実習施設を利用と書いてあって、要するに例えば大学の養成で別科とかセンターで実習する以外に他の機関に出かけて行って実習をするというケースが想定されています。

○西原座長

分かりました。その養成課程以外の場所で実施をする場合ということですね。

○圓入国語課長

浜田委員に御指摘いただいたことにつきまして連携体制や、それから教壇実習の実習生の受け持つ範囲、人数が書いてありますが、この 20 人という数がどのように運営されるかにもよるかと思えますので、少し検討させていただいて具体化させていただいて、また次に御議論いただければと思います。

○伊東委員

今回の法整備において、いわゆる筆記試験と教育実習、特に教育実習が大きな要になると私は理解しております。これまでは、どちらかというと理論を重視した養成だったと思いますが、理論と実践を架橋する、いわゆる専門職業人の育成という視点で、とても画期的な改革になることを望んでいます。その上で、私は今の浜田委員の御懸念もあろうかと思いますが、教育実習の在り方を根本的に見直す時期に来ているのではないかと思います。私も日本語学校、日本語教育関係者から教育実習の場を確保するのが大変だということや、また実際の教育実習の外部委託によって、ほとんど丸投げ状態で、養成課程の先生方が直接に関わらないというようなことが少なくないと聞いています。私はこの辺を根本的に改善する必要があるかと思っています。

どのように教育実習を実現していくかなのですが、1つには各教育機関において教育実習のた

めの日本語教育プログラムを立ち上げる、要するに出前プログラムを新たに立ち上げて、それを教育実習、または教壇実習の場として位置付けていきたいと思います。この作業をすることによって、いわゆる日本語教師を目指す人がただ教えるだけでなく、プログラムの立ち上げ、またそこに来る学習者のニーズ分析等々、まさにこの18ページの実習内容の①、特に②など、この辺を実際に体験する、取り組むという、その機会を設ける必要があるのではないかと思います。外部委託した場合には、まさにコースの立ち上げや学習者ニーズの調査をしないまま、言ってみれば出来合いのプログラムの一端を見るだけに終わってしまいます。これであると、高度職業人としての日本語教師のいわゆる技量は伸びないと思いますので、各教育機関内で新たに日本語プログラムを立ち上げる、その初期の段階から日本語教師を目指す人には携わってもらいたい。教育実習は出前授業というような形で、全てをその教育養成機関でできるような仕組みにしていくこと。外部委託ではない形にしたいと提案したいと思います。そして指定養成機関外とありましたが、本学の場合、もちろん海外に行く場合もありますが、これも全ていわゆる出前授業ということで、プログラムの立ち上げから学生募集、全て学生にやらせております。ですから、海外へ行っても海外のプログラムで教えるのではなく、全てこちらからつくっていったものを向こうで実施する。こういう形が望ましいのではないかと思いますので、教育実習の在り方を根本的に見直す機会にしたいと思います。以上です。

○西原座長

ありがとうございました。そうしますと、先ほど浜田委員が御心配になったようなことは起こらないことになりますか。

○伊東委員

そうしたいです。要するに養成課程の担当者が全て責任を持つ体制にすべきだということです。

○西原座長

分かりました。そうしますと、18ページの(2)の中の下のところ、大学における教育実習及び専門学校における教育実習等で単位規定ができています。それに加えて外部ではなく、この実習過程の中に教育課程のプランニングというか、そういうことも含めて単位とする。つまり、これを45単位よりも増やすということでしょうか。

○伊東委員

中身は今後精査していかなきゃいけないと思いますが、これは大学設置基準ですから、本学の場合はこれに当てはまりますが、今後のいわゆる今私たちが議論している中については、今後の議論にお任せしたいということです。

○西原座長

要するに、養成課程の中で実習の全てを行うべきだという御意見が1つ。それから、教育の全て

の課程、カリキュラムをつくるのか、そういうことから実習と考えて、教壇に立つということだけを実習と考えないという、その2つの御意見でよろしいでしょうか。

○伊東委員

はい。それが高度職業人としての日本語教師に求められる実務能力ではないかという観点で申し上げます。以上です。

○西原座長

登録日本語教員というのは、そういうふうにして育てられるべきだという御意見ですね。

○川口委員

最初の質問と関係しますが、実習機関の中には海外にある機関は入っているのですか。入っていないのでしょうか。

○西原座長

伊東委員が仰ったことでは、伊東委員の御所属になる国際教養大学の専門職大学院では、海外での実習も行っている。ただし、既存の海外の実習に入り込むのではなくて、専門職大学院の中で企画した内容を海外で行うという形で行っている。浜田委員も御心配になっている丸投げという形ではない。それでよろしいですね。

○川口委員

分かりました。

○西原座長

神吉委員の手が挙がっています。

○神吉委員

2点あります。1点は関連です。浜田委員の御懸念、私も同じような懸念を感じているのですが、その方策として、もう少し明確にルール化すべきという御意見がありました。私はむしろ逆で、あまり細かいルールにしていくと、多様な状況に対応できなくなるんじゃないか。特に今後認定機関が、いつ成立するか分かりませんが、就労や生活も一応視野に入ってますよね。そういったところも含めての実習先と考えたときに、どこまで担当者が担当できるのかというのは、かなり状況によって変わってくるんじゃないか、多様性があるんじゃないかと思うので、その多様な部分をうまく包括できるようにある程度の柔軟性を持った制度をまず考える必要があるというのが1つ意見です。

それからもう1つ、実習内容①～⑥の下のポツにマンツーマン、オンラインというところがあります。オンラインについて、以前の報告ではオンラインでの実習は時期尚早であるという意見でまとまっ

ていますが、昨今の状況を考えるとオンラインは非常に重要なものだと思います。課長の話にもありました。少なくとも①～⑥のどの部分をオンラインに振り替えるのかみたいなことは検討してもいいんじゃないかと思っています。具体的には⑤の教壇実習を除いたところというのは、かなりオンライン化できるんじゃないかというのは1つの意見です。もう1つ、⑤の教壇実習に関しても対面型とオンライン型、両方できるようになるということも、今後の日本語教育を担う場合に非常に重要な能力だと思います。その辺りも含めて、ここは検討すべき。つまりオンラインでの実習というのを何らかの形で盛り込むということで、再検討する必要があると考えています。以上です。

○西原座長

ありがとうございました。

○田尻委員

1つは質問なんですが、さっき出ていた教育実習は養成機関外でやるということで、実は21ページにそのことに触れているんじゃないでしょうか。21ページの4つ目の教育実習の実施施設及び実施計画の2つ目のポツに、教育実習が養成機関外の場合は、養成機関との連携、評価体制などを含めた実習計画を策定で、私はこれである程度現場とのやりとりはできると考えてたんですが、それ駄目なんでしょうか。

それから2点目、伊東先生のところはしっかりやってるんでしょうが、私がバンドンで教えているときに、色々な大学から教育実習に来て、向こうが実施したいカリキュラムをその大学にあまり押しつけてほしくないというのがありました。大学は大学でのやり方があるので、そこは調整してほしいんですね。前もって準備できているところはいいいんですが、引き受けざるを得なくなったときに、向こうのカリキュラムを壊してまでというのはやめてほしいというのがあります。

○圓入国語課長

御指摘いただいた21ページの教育実習の実習施設と実施計画ですが、養成課程とはまた別に、教壇実習を行っていただく施設を設けた場合は、当然の前提ということで、21ページに一体的に実施することができる連携体制ということを書かせていただいて、計画もつくるということで、伊東先生も仰っていただいたように、計画をつくることで力をつけていただけるようなこともあり得るかと思ったのですが、書き方の順番として3番の(1)(2)という順番で、教育実習を先に(2)で書かせていただいており、教育実習の実施機関のところには養成機関としての位置付け、もしくは連携というのは触れておりませんので、たくさん御意見いただいたと思いました。これは制度の建て付けとして、筆記試験と実践的な教育実習を受けていただくということが、資格取得の前提になっておりますので、養成のほうは試験との関係で一部免除ということで、(3)に置かせていただいています。分かりづらいということかと思いましたので、教育実習の実施機関(2)のほうにも、養成機関との関係性ということで、連携だけではなくて必要な要素があれば、御意見いただいて記載したいと思います。

○西原座長

今のお答えの含むところですが、筆記試験1、2につきましては、試験実施機関が設けられるはずで、それと同じように、実習について第三者機関としての実習機関というものが有り得るという前提でしょうか。

○圓入国語課長

第三者機関かどうかは議論があるかと思いますが、のちほど登録教員の資格取得のルートのところでお議論いただくのですが、令和3年8月までの御提言が、まず資格取得の大前提として試験、実践的な教育実習を受けるというものがありましたので、その当時は養成機関の中に教育実習の実施施設を含む形で御議論いただいたのではないかと考えているところですが、今回の会議では、建て付けとして筆記試験と並んで、教育実習を選択する方もいらっしゃるということで、教育実習の実施機関となり得るようなところもしっかり御議論いただいて、養成機関としても、その機関にとっては力を備えていただきたいということもあります。教育実習の実施機関としての指定ということもあり得るという形で御議論いただくように用意しておりました。非常に分かりづらいので、資料の2でも用意させていただいております、どのようなルートを経っていくかということでも触れさせていただければと思います。

○西原座長

ありがとうございました。例えば話ですが、大学で養成課程を1から10まで終わると、可能性としては筆記試験1が免除される。それから実習も免除されるようになりますよね。専門学校等で行う養成課程でも、実習は免除される可能性があるわけですよね。しかし、大学にも行かず、専門課程も経ず、その他の準備を経て、筆記試験をまともに1、2と受けて、そして教育実習も受けるという人はどこで実習を受けるのか、そここのところがまだ決まってないのですが、どこなのでしょう。

○圓入国語課長

現在は、養成の中に実習も含めて取り組んでくださった養成機関が非常に多いと理解しております。ただし、教壇実習は、大学の中で教壇実習の場を設けることが難しいので、契約等提携して、外部の現場となる様々な場を設けてやってらっしゃるというのが、実際のところと想定しています。制度の建て付けとして、令和3年8月の時点で十分議論できていなかったと思いますが、養成課程を経ないで筆記試験を全部受けて、教育実習を受けられるというルートがありますので、そうすると教育実習の機関としても、質を担保する仕組みが求められてくるということになるかと思います。本日はそこも全体御議論いただくところで、御意見があればいただきたいと思っております。教育実習、養成、最後に資格取得のルートということで、資料を御用意させていただいております。そこでまた改めて御議論いただければと思います。

○西原座長

その前に加藤委員の手が上がっていますのでどうぞ。

○加藤委員

今まで伺った意見を受け入れる形で申し上げます。伊東先生の仰った、教育実習の丸投げという現状から、外部委託はしない方向でというお考えに、細部がまだ分からないので詳しくお聞きしたい状態ではありますが、でも概ね賛同と思いました。私たちだけでなく他の機関も同様にだと思えますが、教育実習を丸々投げられてしまっている状況が現実であり、そのことが問題として残っているまま、ここに受入れ機関として名前を挙げられてしまっていることに大きな懸念を持ちます。

浜田先生が仰ったように、誰が責任を持つかというところがとても重要で、やはり教員養成をするところがしっかりと責任を持つ体制になるところが重要だと思います。

もう1点、オンラインについてですが、18 ページの点線の中に、対面のクラス指導以外の授業内容に応じた形態としてマンツーマン、オンライン、それから対象別、レベル別など挙げられています。日本語教師養成課程において、このような多様な教育実習が行われるということが非常に重要だと思います。特にオンラインというのが、今の授業をそのままオンライン授業に置き換えるというのではなく、そこで新たなオンライン授業をデザインしていくことを、学校自体も考えるべきだし、教師もそういった人を育てていくことが望まれると思っています。

さらにですが、対面授業か、オンラインかという選択肢については、法務省告示校は、対面授業であることが必須要件となっていますので、対面を抜かすということは考えられないのではないかと思います。

○西原座長

それでは、課長も御示唆くださいましたように、20 ページから 21 ページについて御説明をいただいて、今の御議論の一部はそこにまた含まれていくかと思えますので、ちょっとお待ちください。

○圓入国語課長

それでは 20、21 ページを御覧ください。指定日本語教師養成機関ということで、令和3年8月までに御議論いただいたことを前提に、破線のところですが、本日は御意見をいただきたいと考えています。参考で書かせていただいておりますが、現行の日本語教師養成機関については、届け出ている関係で、数は把握しているところを記載させていただきました。全体として増加傾向にあり、199 大学ございますし、民間教育機関等の日本語教師の養成研修機関ということでは 89 機関ございます。参考データ集にも書かせていただいておりますが、機関におかれましては、平成 31 年の文化審議会の報告書を踏まえて、養成課程の教育内容、方法などを、改善に取り組んでいただいている機関もたくさん出てきているところです。こういった現状も踏まえながら、新たな制度において、どのような形にしていただげるかという御議論をいただきたいと思えます。

破線の中ですが、評価の観点ということで、審査項目などということで挙げさせていただいており

ますが、最初の機関の基本情報などは、昨年度の報告にも記載されていた内容ですが、次の教育課程の教育内容や方法などでいきますと、どのような観点で審査をしていただくかというようなことを列挙しています。申請の際に出していただく内容は、コースカリキュラム、シラバス、定員、受講対象者などというところは、以前からも挙げられていたかと思いますが、例えば平成 31 年の審議会の報告で出ておりました必須の教育内容 50 項目を網羅すること。それに加えて、昨年審議会でもとめていただいた日本語教育の参照枠を踏まえた、例えば教育法や実習などを編成するというのも記載させていただきました。また教育実習含む養成課程の場合も似たような話があると思いますが、学んでいただくことが全体として体系的であるかどうかということで、内容、方法についても見ていただくこともあろうかと思えます。その他、講義や演習形式ということもあろうかと思えますが、体験、事例研究、問題解決型の主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れるということでもあります、対面なのか、オンラインなのか、授業形態によって効果があるものは取り入れていくというお話はあろうかと思えます。

次のポツですが、機関独自の学習内容を含める場合は、養成課程全体の学習内容の3分の2以上が必須の教育内容 50 項目に関するものということで、これは平成 31 年の審議会の報告で御指摘いただいていたことを踏まえ書かせていただきました。その他、成果の評価のあり方や、通信による課程を置いてらっしゃる機関もあろうかと思えますので、その場合の一定の単位時間ということで、目安として置かせていただいておりますが、面接授業または同時双方向性のある多様なメディアを高度に利用した授業による科目を含むこと。これはすでに学校教育の関係ではこのような記載でオンライン授業をやっているということもございますので、その関係性も踏まえて観点として挙げさせていただきました。

21 ページ、責任体制をどのように機関の中に置いていただくかということで、組織の中の位置付けや、養成課程の編成の責任はどのような方を求めるのかということも書かせていただきました。実施体制、受講管理体制ですが、財務状況や教育実習の実習施設及び実施計画については、項目としては令和3年8月でも御指摘をいただいて記載をされていたものですが、ポツレベルはたたき台ということで、今回どのような観点があるかということで挙げさせていただきました。実施体制についても、組織や財務状況についても、それを支えていただけるような財務状況、受講料や教材費も適切かつ明確に定めるということで加えさせていただきました。教育実習の実習施設と実施計画につきましては、養成機関の中で行う場合や、養成機関として外部の、例えば教壇実習の趣旨にふさわしいところと連携して行っていただく場合も、どのような観点で評価をさせていただいたらいいかということも挙げていただければと考えています。自己点検評価、第三者評価の実施体制も記載はありましたが、これもどこまで求めるのかという意味で、まずはたたき台ですので、先生方から御意見をいただければと思います。

例示的に挙げさせていただいているものですので、ぜひ御意見いただければと思います。

○西原座長

先ほど、大学が何校あって、その他の専門課程の学校が何校あってという御発表がありました、

それが自動的に認定されるわけではないということです。審査は審議会において行うこととするということです。今、養成機関となって挙がっているリストの大学、専門学校でしていること、養成課程、それが全て改めて審査されて、指定日本語教育機関として認定されるということです。ですから、学生たちが試験1を免除され、教育実習も免除されるという課程であるためには、改めて全ての大学、全ての養成機関が審査されなければならない。今、養成課程をやっている方々も、改めてこの目で審査される、その内容と心得て、御意見をいただきたいと思えます。

○神吉委員

19 ページの教育実習の評価・公表という項目があります。これが下のところにもちょっと係るかと思ひ意見ですが、評価・公表の3つ目のポツ、年度ごとの教育実習受講者数及び修了者数を公表とあります。これがなんらかの形で評価的な数値とされるのかなと思ひ、これを読んでいましたが、まず受講者と修了者の差分を数値で公表するとなったときに、必ずしも適正な教育機関を評価するような数値の出方にはならないだろうということで、こういう公表には非常に慎重であるべきだと思います。できれば、把握はするけど公表しないというのは1つあるかと思ひます。もう1つ、受講者にとっての参考情報ということであれば、例えば受入数だけ見せるとか、修了者数だけ見せる。差分を評価的に多くの人が見ないような仕組みをつくる必要があると思ひます。その意図としては、実習に来る人たち、つまり入口部分と出口部分で見たときに、入口は必ずしも揃っているわけではありませんで、教育機関の質というのが、出口と入口の差だけではとても見られないということで、複雑な要因が絡みますので、こういう数字の公表は控えるべきだと考えます。

○西原座長

皆さま方の所属なさる、日本語教育関係者の方々の指定される試験科目、認定されるべき条件ということになりますので、御意見を伺いたいと思ひます。

○浜田委員

神吉委員の御指摘とも重なるところがありますが、大学での養成の実態を見てみますと、必ずしも日本語教師養成コースの学生ではないけれども、他の専攻の学生が興味があるからといって履修をしている状況があります。高等教育機関に関わる人間としては、それは非常に望ましいことであると考えています。20 ページの下から4つ目の項目とも関わりますが、機関独自の学習内容を含める場合、養成課程全体の学習内容の3分の2以上が「必須の教育内容」50 項目に関するものであると書いてありますが、多様な人々が日本語教育に関心を持ち、関わっていくことが望ましいと考えた場合に、養成課程全体の3分の1以上を日本語教育にしなければいけないという項目を基準に含めることに、本当に意味があるのかなと感じています。むしろ、日本語教育以外の、例えば学校教育や社会福祉といった専門性を持った人たちが日本語教育についても学ぶことが今後必要になってくる中で、この4つめの項目というものが機関の評価に活用されていくことについて、私自身は疑問を持っています。

○伊東委員

今回の議論の中で、指定日本語教師養成機関のこの「指定」がどれぐらいの重みを持つかということが、とても重要になってくるかと思えます。これは法整備の中で日本語教育、そして教師の質の向上が大前提になっていると私は理解しております。その中で 20、21 ページの実施体制、受講者管理体制のところの日本語教師養成課程の教員組織、教師の担当のいわゆる資質能力、これは文科省の大学設置基準の中で、高度の職業人育成の専門職大学院では、いわゆる実務家教員を、全てではないけれども、1 人あるいは2人、何割か入れなくてはいけないことが謳われています。実務家教員は、設置基準によると、5年以上の現場での経験がある者とされています。従いまして、参考になるかどうか分かりませんが、今後の指定日本語教師養成講座の日本語教師養成課程の教員組織の点検評価を行うときには、1つには、実務家教員がいるかないかということを加えてもよいのではないかと思います。自己点検、評価が 21 ページのボックスの一番下にも書いてありますが、このことも含めて、教育の質向上のための指導のあり方を議論していただければと思います。

○西原座長

21 ページのことを仰いましたが、破線の上に教員とありますが、その中で各科目の担当教員が担当科目を担当するのに十分な能力を有するということと、常勤がある一定いなければならないということが書いてありますが、今仰ったことは、そこに実務家教員という項目を加えるべきだということでしょうか。

○伊東委員

仰ったとおりです。そうであれば、特にうちのような大学だと助かります。というのは、今、認証評価を文科省から受けていて、そのことと、これからできるであろう指定日本語教師養成機関というものが、整合性のあるものであってほしいという観点から申し上げました。今後の議論の参考にしていただければいいということです。

○西原座長

例えば法科大学院では弁護士の方や検事だった方が、職務に熟達している先生として入っていますよね。そういうことと並行することですね。

○伊東委員

そこにこの「指定」の重みを置きたいということです。

○西原座長

分かりました。資料2の1番目の右のところ、指定日本語教師養成機関ということがあり、次のページに、指定になれば、受講者のある部分が免除されると書いてありますが、そういうことで指定

される機関になることが、まず全ての機関について必要だということですよ。

○札幌委員

21 ページの破線の中の最後、自己点検評価、第三者評価の実施体制ですが、ここは実質的には自己点検評価のことしか触れていませんよね。下の3つ丸の2つ目に、指定後の質を確保する観点から、定期報告等を求めと書いてありますが、現在の自己点検評価の部分だけを見ると、学校の性善説に基づいたことしかできていないので、もう少しここに積極的に、例えば定期的に実地調査を受けることとか、もう少し外からの目があるということを書くのはいかがでしょうか。それが第三者評価を受ける、あるいは実地調査を受けるという選択肢にしてもいいと思いますが、外の目もあるぞということを書くのはどうかと思います。

○西原座長

指定を受けるために、審議会で評価を受けますよね。その後のことですよ。一度取ったらそれで一生モノだとしないほうがいいのかということでしょうか。

○札幌委員

後々も性善説に従って自己点検だけで OK を出し続けるというのは問題があると思うので、こちらから踏み込めるように一言きちんと書いておいたほうがいいのかと思います。

○西原座長

事務局、いかがですか。

○圓入国語課長

御説明が足りなくて申し訳なかったですが、自己点検評価、第三者評価の実施体制というところで書かせていただいておりますが、確かにここの部分は1つの観点であります。別途下の丸にあるとおり、審議会の評価もいただきながら、その後のフォローアップという意味では、指定後の質を確保するという観点から定期報告等と書いております。この「等」の中に札幌委員から御指摘いただいたような実地調査ということも明確にさせていただければと思います。その中で明らかな課題が見られる場合は、2つ目に書いてあるように、必要な場合は段階的な是正措置を行うことができる。ここはまさに制度として担保していく必要が出てきますので、これでよろしいかどうかということで、改めてお伺いできればと思います。

○西原座長

札幌委員の仰ったことで今すぐにはできることは、ここに実地調査というようなことを文言として加えておくということで、一部解決できるでしょうか。

○札幌委員

そうだと思います。認定評価については、後日議論する機会があるんですよね。

○西原座長

そう思います。

○田尻委員

これはすごく難しいことですが、審議会に委ねてもいいかと思いますが、伊東委員が仰った実務家教員など、大きい大学では十分それは対応できますが、199 ある大学で、日本語教育担当者が少ないところで、それを軒並み厳しくやると全部落ちてしまうようなこともまずい。筆記試験1を外しても2はあるわけですから、そこで自動的に淘汰されることがあれば、参考項目として、僕自身も全然現場のことを知らない大学の先生が、日本語教育概論を教えてほしくないというのは同じなんです。少なくとも項目に挙げるかどうかということは事務局がお考えと思いますが、柔軟に考えたほうがいいのか。つまり、実際 199 をあまり削ると、次の養成の基礎部分がなくなるので、といって、甘くするとだらしなくなるので、自分でも悩みながら発言していますが、できれば審議会の段階で検討できるような柔軟性を持っていただければという希望です。

○西原座長

大変御親切な御意見だと思いますが、前提として先生もお考えになっていらっしゃるの、199の大学全てが自動的に指定されることはないということですね。

○田尻委員

はい。色々な波及効果があるだろう。しかしそれはやらなくてはいけないという気持ちはあります。いい加減な教師養成はやめておくべきだと思いますが、非常にスタッフがそろった大学を基準にしてやってしまうことが気になるという1点です。

○西原座長

川口委員、前田委員は、大学基準協会、大学そのものを審査される機構と関係してらっしゃいますが、審査の結果、お墨付きがもらえない大学というのは、先生の御経験でどの程度あるものでしょうか。

○前田委員

去年の評価結果を見ると、2つの評価機関で、それぞれ 50 ぐらいの大学が受けていますが、それぞれ1つずつ認定をもらえないところがありました。認定をもらえないというのは、まれなことです。設置認可があつて、設置基準をクリアしているはずですから、相当なことがないと、認定されないということはないかと思います。もう一つ、実務家教員については、私はこの分野の実務家教員という

定義がかなりはっきりできるのであればいいかと思いますが、例えば他の大学院は法曹三者に決まっています。しかし、今できている専門職大学院は様々な分野がありまして、実務家教員の実務の範囲が色々なので、日本語教育の実務家教員については、その定義をどうするのかというところに係ってくると思います。また、実務家教員はいたほうが望ましいのか、必置で何割いなければいけないのかなどです。専門職大学院で問題になっているのは、実務家教員4割以上というところ、ほとんど実務家教員でいいだろうというところが申請してくる場合もありますので、書き方は慎重にしなければいけないと思いました。

○西原座長

川口委員、いかがでしょうか。

○川口委員

前田委員がおっしゃったことは認証評価という流れの中だと思います。今、認証評価は、ある意味ではネガティブというか、問題になっている部分は、中教審で議論されているのが、結局設置基準をクリアしているかどうかというところに中心があります。社会は今やもっと実際のアウトプットやアウトカムを求める状態になっています。それに対して、認証評価は、必ずしも十分には応えられていません。実際の社会の動きの中で、どのように専門職教育が機能しているかということも、色々問題になっています。今議論されている問題も、認定されたのち、実際にそれぞれの学校で成果が生まれているかという問題は、いずれ社会から問われることになるということは、念頭に入れた上での制度づくりが重要ではないかというのが私の意見です。

○西原座長

貴重な御意見だと思います。それを日本語教育に翻訳して考えるとすれば、こういうことになる可能性もあるのではないかと思います。認定を受けた養成課程を卒業した人が試験1を免除されますが、その人たちの試験2の合格率が悪かったというような結果が出てきたら、これは社会的な制裁を受けますよね。

○川口委員

もちろんそうです。

○西原座長

1を免除してやったのに、2の合格率悪いじゃないか。そういうことにならないために、田尻委員がどの程度というところは言葉を濁して御提案くださいましたが、どこを塩梅して199ある大学を審査したら、そういうことにならないか。田尻委員、そのことについて御意見はありますか。

○田尻委員

すごく難しい質問です。かつて養成に関わった人間からすると、少し前向きな話をすると、前に文化庁の調査があったときに、現在日本語教師養成課程において主任で関わっている人が、現場経験がない人が3割いたという結果が出ています。そういうことは避けたいと思っています。それが今また進んでいるのかどうか、それ以後の調査はないのですが、やはりこの際、ここをつくるわけですから、日本語教師養成に向けて、きっちりとした体制をつくることは必要だということと、それを進めるにあたって現場との協力がそれなりに要るので、そこら辺の理解、これは当たり前ですよ、つくって責任する以上。私自身が関西で教師養成で集まっているときに、大学の教師の方々に、学生の就職先に興味がない方が多くて、がっかりしたことがありましたが、大学の教師の意識改革という点では、それなりに厳しくあってもいいのかという気はします。

○西原座長

大学の先生方にお伺いしたいのですが、例えば認定されるのが、大学の養成課程について、これから経るべき1つの過程になるわけですが、そのために大学内で養成講座について改革をしなければならぬと日本語担当の先生方が思うということが起こる場合に、それを大学全体の問題として養成課程を変えることに至るのは大変なのでしょうか。質問の意味が分かりにくいでしょうか。これは日本語学校でも同じだと思うんですね。大学の養成課程自体を、かなり抜本的にカリキュラムの変革をしないと、認定されないというところが起こった場合に、大学の問題としてそのことは可能な改革範囲ということにすぐなるのでしょうか。

○神吉委員

その大学の現状のコースがどういうつくりなのかというところがあると思いますが、私が所属しているところは、日本語教師養成は私が所属している学科のプログラムとしてあるので、そこで工夫すればいいというところはあると思います。ただ、先ほど浜田委員がおっしゃったように、さまざまな専門の学生が日本語教育のことを学ぶのは非常に重要だと思っていますので、全学に広げたほうが日本語教育全体を考えたときはいいと思います。そうすると、いろいろ調整が難しくなってくるころはあるかと思っています。

○西原座長

伊東委員いかがですか。

○伊東委員

本学の場合は、高度職業人としての日本語教師養成を目的に、またそのために設置審に申請してできたものですので、設置審に申請した項目をちゃんとクリアしているかどうかということと、将来を見据えたことをちゃんとやっているかどうかで、学内的な調整は必要ないです。当然私たちの存在は、日本語教師養成ということがありますので学内調整ゼロで、全体的に協力を得られる状況

で、他大学の学部、主専攻、副専攻とはちょっと違う環境かと思います。

○西原座長

浜田委員いかがですか。

○浜田委員

現在は養成課程には関わっていないのですが、柔軟に色々な人たちが日本語教育について学んでもらえるような体制づくりを目指していくべきだと思いますし、それを専攻する人たちにしても、その職業が非常に魅力的で、その職業に就きたいという人がたくさん出てこない、日本語教育の質そのものも維持向上できないわけですし、大学でのコースの改善、改革と合わせて、それこそ業界全体で考えていかなければいけない問題かと思っています。

○西原座長

加藤委員の日本語学校、または養成研究所でも同じように認定にパスするための調整は必要になりますか。

○加藤委員

私たちは言ってみれば、社会人向けの職業訓練の学校です。このような民間の専門学校等といわれているところはどこもそうだと思うのですが、すでにこの状況を見据えてカリキュラム構成も現在進行形でしています。ですので、そもそも調整が必要という考えではないです。

そして、これはずっと考えていることなのですが、先ほど浜田先生がおっしゃったように、大学での日本語教員養成というのは本当に幅広い人間形成とか、その後の人生を見据えた広さのようなものを持っていると思っています。私たちが担っている人たちにも、もちろんそういう人も混ざっていますが、基本的にはすぐに日本語教師になりたいという人たちがそもそも入ってくる機関になります。ですので、同じ枠の中でこのお話をしていますが、大学が目指す日本語教員養成と、私たちがしている、職業として明日から教壇に立てる人たちを育てるところとでは、そもそもところが違うのではないかと。ということ、若干違和感を持ちながら聞きました。話を元に戻しますと、私たちはそういう立場なので、そこは常に考えていることなので、大きく変更しなければならないという状況ではないということになります。

○西原座長

山口委員、いかがでしょうか。

○山口委員

私どもは養成の経験はないですが、養成を受けてきた人たちを受け入れます。そのときに、様々なバックグラウンドの人が集まった教員集団が、私は望ましいと思っています。そういう点では、加

藤委員と同じような考え方です。こんなことを言うと失礼かもしれませんが、大学に過度な期待はできないのではないかと考えています。失礼しました。

○西原座長

改めて、資料2に基づいて御説明をいただきます。

○圓入国語課長

資料1の22ページに赤字で別紙と書いていますが、ここは経過措置を御議論いただくために図式化して、本日は御議論いただいて、次回に向けて文章化させていただければと思います。資料2を用意させていただきました。

資料2を御覧ください。令和3年8月の報告までいただいてきたことを前提に、事務局でこういったケースもあるのではないかと想定して、AからH、資格取得ルートということでたたき台をつくらせていただきました。AとHにつきましては、将来にわたっての制度設計という意味では継続されるものかと思いますが、BCDEFGのところは、経過措置として何年間か、必要な方々に対する、どのような対応をしたらよいのかというところで御意見を頂戴したところで、赤い破線で囲んでいるところです。AとBを比べると、Aは指定を受けていただく養成機関の課程を修了した方は、制度上試験1は免除される。かつ、養成課程の一部として実施されていれば、日本語教員として登録いただくこととなりますが、当面、例えば法律が成立して、施行までに時間が必要となります。政省令を実際に定めて、申請をいただく前に御説明会や御相談をさせていただき期間を十分設けた上で、実際に申請をいただき、指定させていただきことになろうかと思いますが、公布から施行までに1年から2年かかると思いますが、御意見をいただきながら準備をさせていただきたいと思っています。

その場合、たまたま施行時に、指定養成機関と同等と認められる現行課程を修了されている方、もしくはされる可能性がある方が学ぶ側の方もいらっしゃるのではないかとということで、他の資格なども参考に書かせていただきました。その前提としては、養成課程のところでも書かせていただきましたが、平成31年の必須の50項目を前提に、例えば日本語教育の参照枠ということもございますが、経過措置の対応科目ということで、指定養成機関と同等の課程を修了できる方は、どのように配慮させていただいたらよいのかということで、Bというものを書かせていただいております。C、D、Eについては、現職で日本語教師として御活躍されている方は、少なくとも法務省告示機関に教員の要件をクリアしていただいております、毎年フォローアップはしていませんが、申請時や教員変更時に法務省に協力させていただきながら、確認もさせていただいている方々があります。そのような一定の質が確保された方々にとって、教育実習の免除ということ。これは昨年御議論もいただきましたが、3年、5年、7年なのか、経過措置を置かせていただく方々もいらっしゃる、もう1つ分かりづらくて恐縮ですが、左記以外の現職の方ということで、例えば現職で法務省告示機関や、「等」と書きましたのは、それ以外にも可能性があると考えて書かせていただいております。特にどこを特定することはなくて、例えば大学の中でも、そういうことが確認できるようなところはあるのかどうかということかと思いますが、それ以外の現職の教師の方もいらっしゃる。その場合、柱としてはEとF

と書いておりますが、E の方、民間試験合格者と書いてありますが、民間試が、一定の要件を満たすような試験があれば、上のほう見ていただくと破線で筆記試験①②の免除をさせていただく可能性もあるということで書かせていただいております。これは、これから検討を進めないと分からない部分があるかと思いますが、現職の法務省告示校などで活躍されている方以外も含めて、可能性としてあるのではないかとということで書かせていただいております。

○西原座長

移行期間というのは非常に大切なことだと思いますが、今仰ったのは、法律が通ってから、それが実際に世の中で通用するようになるまでに、同じような課程を通過してしまった方、つまりちゃんと登録できるようなものを全部持っているのに、登録ということがまだ世の中で実行されない状態にある方。それから今までずっと先生をやってきた人をどうするかということかと思いますが、どうしたらよろしいでしょうか。1つには、B から G までのことを、行き届いた提案がされていますが、この方向で認めていただけるかということだと思います。

○浜田委員

私としては、御提案に基本的に賛成です。現在教えておられる方が職を失わないようにということが理由としてありますが、むしろ、今後は現職の方にリカレントといいますか、技術をスキルアップしていくような研修を充実させることのほうが大事になってくるかと。これから受入外国人が劇的に増えてきますと、求められる日本語教育の質についても、かなり変わってくることは十分予想されますので、いま入口を狭くするというよりは、新しい制度の中で、どうやって質のさらなる向上を目指していくかというところで、色々な仕組みをつくるのが大事かと思います。

○西原座長

先ほど課長から概算要求の御説明があったときの1と3で、リカレント教育のことが取り上げられていて、すでに概算要求がされていますが、そこを補強していくということですね。

○札幌委員

提案したいことは、F のルートの人にも、教育実習免除の枠を伸ばしてあげるチャンスをつくってもいいのではないかと考えます。その理由は、C、D、E の下にある現職日本語教師、質が担保された機関というのは、ある意味告示校と読み替えると、告示校の先生たちの場合には、教師資格はすでに確認されている状態ですね。

○西原座長

例えばフリーランスの先生方はこれに入りますね。

○札幌委員

質が担保された機関と書いてあったので、私はこれを告示校と読み替えたんですが。

○西原座長

左記以外の現職教師のほうです、Fの人たち。

○札幌委員

私、C、D、Eの現職日本語教師を見ていて、フリーランスとか大学留学生センターとか別科、学部も含めて、それが専任であれ、非常勤であれ、そういう方たちは告示校のような形で教師の資格の確認は取られていないですが、十分な経験をお持ちだとすれば、Fのルートにある左記以外の現職教員で民間試験合格をした人についても、告示校のように、C、D、Eのように、教育実習免除というルートをもう1つつくってもいいのではないかと思います。そうすることによって、即戦力になるような経験のある先生をまず登録したとして、扱えるようになることで、キャリアとして日本語教師というのもっと魅力的になるのではないかと思います。

○西原座長

この赤の破線の枠をFにまで及ぼすということですね。

○札幌委員

はい。教員資格をきちんと証明できればという条件は、C、D、Eとは異なります。

○西村委員

事情としては、難しいのだろうと想像しますが、現職の教員の研修の充実というお話が、浜田委員からありましたが、そのようなことを考えると、筆記試験も受けて、研修も受けて、教育実習は免除とはいうものの、研修はその後必要ということだと思いますが、筆記試験に代わる研修の作成、そういったものも可能性として残していただけるとありがたいと思います。現職の教員からしてみると、筆記試験を受けるというのは非常にハードルが高いですが、研修という形で置き換えてもらえるのであれば、色々プラスになって、受けたいという人が増えるのではないかと想像します。

○西原座長

E、Fの人たちは、筆記試験1、2免除になっていますが、そのことでしょうか。

○西村委員

民間試験合格者はそちらのルートになりますが、ルートのC、Dについても例えばある一定の研修を受けたということになれば、筆記試験が免除されるというルートがあってもいいのではないかと思います。

○西原座長
分かりました。

○山口委員
この中で現職日本語教師で民間試験合格していない者、左記以外のところですが、指定養成機関と同等と認められる現行課程修了者も、この現職日本語教師の中には含まれるわけで、この場合は筆記試験の1は免除されて然るべきではないかと思えます。

○西原座長
C、Dの方ですか。

○山口委員
C、Dについても、指定養成機関と同等と認められる現行課程修了者については、筆記試験1は免除にしないと、Dと合わなくなってくるのではないのでしょうか。

○圓入国語課長
指定養成機関と同等と認められる現行課程修了というのも、これから御議論いただく必要があると思えますが、試験免除ということは、今までの設計でいきますと、必須の50項目をすでに実施している機関で修了して、現職日本語教師となられている方ということになると、平成31年以降ということで対象の範囲が短くなることと、確認のありようですが、それがどこまで現実的にできるかということも少し検討して、対応を考えさせていただければと思います。

○西原座長
これも改めて御議論いただく機会があるということですので、事務局のほうでこの内容を図示するときのような工夫ができるかということは、含んでいただけたらと思います。大変細かいところを色々と御審議いただきまして、ありがとうございました。今日の議論の一部はまた繰り返されるし、今日しなかったところもまた繰り返されるということですが、今日のところはこれにて閉会とさせていただきます。事務局に戻しますので、何か連絡があればお願いします。

○中村地域日本語教育推進室長
次回の会議日程ですが、10月25日火曜日を予定しております。以上です。

○西原座長
では、10月25日にまたお集まりいただきたいと思えます。ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。